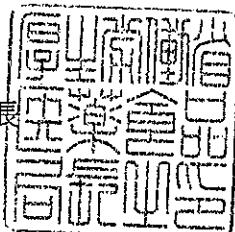


薬食発第 0318002 号
平成 20 年 3 月 18 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



生理処理用品基準の廃止について

平成 20 年 3 月 18 日厚生労働省告示第 90 号をもって、生理処理用品基準（昭和 41 年厚生省告示第 285 号）を廃止する件が別添のとおり告示されたので、下記事項について御了知のうえ、貴管下関係業者に対し周知徹底方お願い致したい。

記

- 1 生理処理用品基準（以下「基準」という。）を平成 20 年 4 月 1 日限り廃止する。
- 2 承認事項の「規格及び試験方法」等の欄で「生理処理用品基準による」旨を記載して承認された医薬部外品の取扱いについては、廃止前の基準によるものとする。



編集・印刷
独立行政法人國立印刷局

- 編集・印刷局
独立行政法人 国立印刷局

日 次

〔省令〕

〔告示〕

○労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三六）

○電子署名及び認証業務に関する法律の廃止に関する件（総務・法務・経済産業七）

○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（同八、一〇）

○平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者の選舉運動に関する收支報告書の要旨を公表する件の一部を訂正する件（中央選挙管理会二）

○戸籍の一部が滅失した件（法務一四七）

○原戸籍の一部が滅失した件（同一四八、一四九）

○公庫の国庫納付金に関する政令第一条第四項の規定に基づく固定資産減価償却費の算出方法を定める件の一部を改正する件（財務八八）

○生理処理用品基準を廃止する件（厚生労働九〇）

○都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件（同九一）

○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件（同九二）

○収穫基準共済掛金率等及び樹木基準共済掛金率等並びに収穫責任保険歩合及び樹木責任保険歩合を定める件の一部を改正する件（農林水産四〇六）

○保安林の指定を解除する件（同四〇七）

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三一三、三一八）

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同三一九）

○工事が完了した件（同三二〇）

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一一条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前の造船業基盤整備事業協会法第三十三条第一項の納付金率を定めた件（同三二一）

○日光国立公園の公園区域を変更する件（環境一七）

○日光国立公園の公園計画を変更する件（同一八）

○日光国立公園の特別地域の区域を変更する件（同一九）

○日光国立公園の施設地区の区域を変更する件（同二〇）

○中小漁業融資保証法第六十九条第七項の規定に基づき、主務大臣が指定する費用を定める件（財務・農林水産四）

○中・小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件（同五）

○	國立公園の公園事業を決定する件 (同二一)	六	六	五	四	三
○	國立公園の公園事業を変更する件 (同二二)					
○	國立公園の公園事業を廃止する件 (同二三)					
	[国会事項]					九
	[人事異動]					
内閣	外務省 財務省 文部科学省	〇〇				
	[叙位・叙勳]					
	[皇室事項]					
	[官庁報告]					
官庁	官庁事項					
司法書士 土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価、外國為替及び外國貿易法第五十五条の三第三項に規定する届出者に関する事項、國營林業土地改良事業計画、建設業の許可の取消処分関係	争議行為の通知の公表について (厚生労働省)	二	三	三	三	三
	[資料]					
	[公 告]					
官庁	閣議決定等事項					
司法書士 土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価、外國為替及び外國貿易法第五十五条の三第三項に規定する届出者に関する事項、國營林業土地改良事業計画、建設業の許可の取消処分関係						
	[諸事項]					

司法書士・土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価、外國為替手形及び外國貿易法第五十五条の三第三項に規定する届出者に関する事項、國営祥栄土地改良事業計画、建設業の許可の取消処分関係

諸事項

公告

資料

（外務省）
づく一般旅券の返納命令に関する通知
（旅券法第十九条の二第一項の規定に基
づく）

官厅事項

官序報告

皇宋通鑑

叙位・叙動

内閣 外務省 財務省 文部科学省

〔国会事項〕

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責
特別清算、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係

○厚生労働省告示第九十号
生理処理用品基準(昭和四十一年厚生省告示第二百八十五号)は、平成二十年四月一日限り廃止す
る。

平成二十年三月十八日

厚生労働大臣 外添 要一

三十三 エチレン・メタクリル酸メチル共重合体
三十四 エチレン・四メチルペンテンー共重合体
三十五 化学パルプ
三十六 活性炭

カルナウバロウ

カルボキシメチルセルロースナトリウム化綿

カルボキシメチルセルロースナトリウム化綿

吸収紙

グリセリン

グリセリン脂肪酸エステル

ケイ酸マグネシウム

硬化ヒマシ油

高密度ポリエチレン

コムギデンブン

脂環族飽和炭化水素樹脂

シクロバラフィン

ジベンゾチアジルジスルフィド

脂肪族炭化水素樹脂

脂肪族芳香族共重合体樹脂

脂肪族飽和炭化水素樹脂

シリコーン樹脂

親油型モノオレイン酸グリセリル

親油型モノステアリン酸グリセリル

水素添加脂肪族芳香族共重合体樹脂

水素添加ジシクロペニタジエン系炭化水素樹脂

スチレン・イソブレン・スチレンプロック共重合体

スチレン・エチレン・ブチレン・スチレンブロック共重合体

スチレン・エチレン・ブロビレン・スチレンブロック共重合体

スチレン・ブタジエン・スチレンブロック共重合体

スチレン・メタクリル酸エステル共重合体液

ステアリン酸

ステアリン酸亜鉛

ステアリン酸アミド

ステアリン酸カルシウム

ステアリン酸ジエタノールアミド

ステアリン酸マグネシウム

スルホコハク酸ジ(二エチルヘキシル)ナトリウム

ソルビン酸

脱脂綿

直鎖状低密度ポリエチレン

低密度ポリエチレン

テルペン樹脂

天然ゴム系

- 厚生労働省告示第九十一号
薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十条第一項第五号の規定に基づき、都道府県知事の承認に係る医薬部外品(平成六年厚生省告示第百九十四号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあつた生理処理用品の製造販売の承認については、なお従前の例による。
- 平成二十年三月十八日
第二号口中「及び重量」を「質量及び性状」に改める。
別表第一を次のように改める。
- 厚生労働大臣 外添 要一
- 別表第一
- 一 アイオノマー樹脂
 - 二 アクリル酸アルキル共重合体
 - 三 アクリル酸アルキル共重合体エマルション
 - 四 アクリル酸アルキル・酢酸ビニル共重合体液
 - 五 アクリル酸アルキル・酢酸ビニル共重合体エマルション
 - 六 アクリル酸重合体部分ナトリウム塩
 - 七 アクリル酸重合体部分ナトリウム塩
 - 八 アクリル酸デンドラム三〇〇
 - 九 アクリル酸デンドラム一〇〇〇
 - 十 アスコルビン酸ナトリウム
 - 十一 アセテート繊維
 - 十二 アルキルケンタノイドエマルション
 - 十三 アルギン酸ナトリウム
 - 十四 アルギン酸プロピレングリコール
 - 十五 アルケニル無水コハク酸液
 - 十六 アルファーハーブン
 - 十七 安息香酸
 - 十八 イオウ
 - 十九 ウレタン繊維
 - 二十 ウレタンフィルム
 - 二十一 ウレタンフォーム
 - 二十二 エステルガム
 - 二十三 エチレン・アクリル酸エチル共重合体
 - 二十四 エチレン・アクリル酸共重合体
 - 二十五 エチレン・オクチene共重合体
 - 二十六 エチレン・酢酸ビニル共重合体
 - 二十七 エチレン・酢酸ビニル共重合体エマルション
 - 二十八 エチレン・酢酸ビニル・ポリプロピレン複合繊維
 - 二十九 エチレン・ブテン共重合体
 - 三十 エチレン・ブロビレン共重合体
 - 三十一 エチレン・ベンテンー共重合体
 - 三十二 エチレン・メタクリル酸共重合体